

諮詢実施機関：熊本県知事
諮詢日：令和7年（2025年）2月26日（諮詢第241号）
答申日：令和8年（2026年）1月30日（答申第199号）
事案名：P R T R法に基づく変更届出書に記載された氏名等の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「P R T R法」という。）第5条第2項に基づく変更届出書について、令和6年（2024年）10月25日付け熊本県指令環保第36号により行った行政文書部分開示決定は、妥当である。

第2 諒問等に至る経過

1 令和6年（2024年）9月11日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下の内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

熊本県指令環保第29号で開示された「開示請求資料P R T R履歴」の2022年9月16日以降の＜再照会＞に記された以下の文面※に関する書面のすべて ※《》内

1. 《ご回答ありがとうございます。》

経済産業省に対して行われた回答（事業所外への移動量がゼロとなつた理由等）が記された書面等（以下「本件開示請求1」という。）

2. 《取扱量は1トン以上であったが事業所外への移動量は0.0kgであったということでしょうか。重ねての照会で恐縮ですが、念のためご確認下さい。》

念のため確認したうえで経済産業省に伝えられた内容が分かる書面等（以下「本件開示請求2」という。）

3. 《なお、取扱量が1トン未満の場合は【374】ふつ化水素及びその水溶性塩の別紙の削除の手続きをお願いします。》

削除の手続きのために作成/提出/処理された書面等（以下「本件開示請求3」という。）

- 2 令和6年（2024年）10月25日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を確認し、本件開示請求1及び2に係る行政文書について、作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定を行った。また、同日、本件開示請求3について、本件請求文書に該当する行政文書として、令和4年9月9日付け変更届出書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和6年（2024年）11月20日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和7年（2025年）2月26日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書の要旨

開示された情報には、いくつかの個人名の記載があり、不開示とする部分と同等と思われる部分が別紙では開示されていることからも、当該部分にだけ、他の開示名と異なる要素があるとは言えない。

（2）反論書の要旨

本件は不開示となっていた部分と対を為すと思われる担当者の「氏名」等が、開示請求で交付された文書の別部所において公開されていたことにより、不開示部分が条例第7条第2号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するのではないかとの思いからの審査請求である。

結果として、当該部分に問題はなかったことにより、対を為す部分の漏洩が発覚し、開示請求人を含む特定の個人に多大なる迷惑をかける事態となった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び提出資料によると、おおむね次のとおりである。

1 本件対象文書について

P R T R 法第5条第2項において、第一種指定化学物質等を取り扱う事業者は、第一種指定化学物質及び事業所ごとに、毎年度、前年度の第一種指定化学物質の排出量（大気や公共用水域等への排出量）及び移動量（下水道等への移動量）を把握し、主務大臣に届け出ることとされている。

また、この届出は同条第3項に基づき事業所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならないこととされている。

なお、同条第2項の規定により届出した内容について、変更があった場合には、変更後の届出書（変更届出書）を提出することとされており、本件対象文書である特定法人（以下「A社」という。）の変更届出書には、変更の内容として、「ふつ化水素及びその水溶性塩の削除」と記載されている。

2 本件対象文書に係る不開示部分について

開示しないこととした部分は、A社の担当者氏名、部署名、電話番号で、本件対象文書中、2か所に記載されている。実施機関では、当該担当者氏名等は、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」と判断し、本件処分を行った。

その後、審査請求人に開示文書を交付する際、2か所の不開示部分のうち1か所について、黒塗り処理を行わず誤って開示した（以下「誤開示」という。）。この誤開示については、後日、審査請求人が県に審査請求書を提出し、その中で指摘されたことにより発覚したものである。

実施機関では、審査請求日の翌日、審査請求人と面会し誤開示の旨説明を行い、誤開示した文書を回収するとともに、A社への謝罪を行った。

なお、本件対象文書には、担当者氏名以外にも個人名が記載されているが、代表取締役の氏名については登記されているため、また、代理人の氏名についてはA社のホームページに掲載されている情報であることから、条例第7条第2号ただし書アに規定される「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」に該当すると判断し、開示した。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

（1）条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、次の情報を不開示情報として規定している。

個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他

の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (以下省略)

(2) 本件不開示部分の妥当性について

第4の2のとおり、実施機関は、A社の担当者氏名等は条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当するとして本件処分を行ったが、その後の開示手続において、2か所に記載された不開示部分のうち1か所を誤開示した。

審査請求人は、誤開示された担当者氏名等(以下「誤開示箇所」という。)は、条例第7条第2号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため開示されており、当該誤開示箇所と対を為す不開示部分は同等の記載であるとして、開示を主張している。

当審議会が本件対象文書を確認したところ、実施機関の説明のとおり、A社の担当者氏名等が2か所に記載されていた。これらの情報は、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」にあたり、不開示情報に該当する。

同号ただし書アまたはイに該当すれば、これらの情報は開示情報とされるものの、法人の担当者氏名等は法令等の規定により公表が予定されているとはいはず、現に慣行として公表されている事実もないため、審査請求人が主張するように同号ただし書アに該当するとは認められない。加えて、これらの情報の内容及び性質から、同号ただし書イに該当しないことも明らかである。

なお、本件処分後の開示手続において誤りがあったが、処分後の開示過程の問題であり、本件処分の妥当性に影響を及ぼすものではない。

以上のとおり、審査請求人のその余の主張について審議するまでもなく、本件処分は妥当である。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年（2025年） 2月26日	・諮詢（第241号）
令和7年（2025年） 12月 9日	・審議
令和8年（2026年） 1月13日	・審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

部会長 大日方 信春

委 員 伊豆野 和代

委 員 竹本 正盛